

4 計画の位置づけ・期間

- 健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画です。
- 諫早市第2次総合計画の基本目標である「輝くひとづくり」「魅力あるまちづくり」の実現を目指すものであり、諫早市地域福祉計画(諫早市健康福祉総合計画)の分野別計画です。
- 計画期間は、平成30年度から平成34年度の5年間とし、平成34年度に評価を行い、見直しを行います。

